

身体拘束防止マニュアル

1, 身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

① 身体拘束の具体的な内容

- ・車椅子やベッドなどに縛り付ける。(姿勢が崩れ、体位保持が困難。転倒・点滴抜去などの危険行為。)
- ・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。(かきむしりや体をたたくなど自傷行為)
- ・行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

② やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ・切迫性・・・利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・非代替性・・・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・一時性・・・身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

③ やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ・組織による決定と個別支援計画への記載。
- ・本人・家族への十分な説明。
- ・必要な事項の記録。

*やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

2, 身体拘束としての行動制限について

障害者支援施設等において、特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為があるときには、やむを得ず行動制限を行わざるを得ない場合があると思います。その場合は、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏む必要があります。

しかし、行動障害に対する知識や支援技術が十分でない場合、対応方法が分からずに行動制限をすることに頼ってしまうことも起こります。行動制限が日常化してしまうと①のいずれも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥っていたということにもなりかねません。職員の行動障害に対する知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。